

令和 7 年度

閲 覧 設 計 書

工 事 名	鹿児島港海岸メンテナンス工事（工事国債R7-1工区）
工 事 箇 所	荒田川排水機場 鹿児島市与次郎一丁目地内
河 川 ・ 路 線 名 地 区 名	鹿児島港
工 期	450日間 (余裕期間設定なし)

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
1) 特記仕様書	○
2) 図面	○
3) 工事費内訳書	○
4) 設計内訳（金抜）※	○
5) 位置情報	○

※『4)設計内訳(金抜)』は参考資料である。

◎本閲覧に関する問合せは、担当課までお願いします。

担 当 課	河川港湾課（鹿児島港係）
-------	--------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、
「実施設計図」を閲覧設計書に添付して
います。

○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部

特記仕様書

工 事 名： 鹿児島港海岸メンテナンス工事（工事国債R7-1工区）

工 事 場 所： 荒田川排水機場 鹿児島市与次郎一丁目地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1)土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・令和7年3月) |
| (2)土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・令和7年4月) |
| (3)土木請負工事必携 | (鹿児島県土木部・令和7年5月時点) |
| (4)工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部・令和7年5月更新) |
| (5)機械工事塗装要領(案)・同解説 | (国土交通省・令和3年2月) |
| (6)揚排水ポンプ設備技術基準 | (国土交通省・平成26年3月) |
| (7)揚排水ポンプ点検・整備指針（案） | (国土交通省・平成20年6月) |
| (8)河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案） | (国土交通省・平成27年3月) |
| (9)河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案） | (国土交通省・平成28年3月) |
| (10)その他関係法令規則等 | |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

土木工事共通仕様書及び特記仕様書内の各種様式及び実施要領等については、鹿児島県ホームページから取得できる。

（県ホームページ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査）

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

第3条 その他

別紙参照

- (1)港湾・漁港
- (2)機械設備工事

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	→ 概算数量発注方式により積算・工期設定 —— 設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 —— 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・ 中間前払金を請求することができる ①工 ②工 当該工 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。	契約書 第35条	—	○
	部分払い	・ 部分 た	契約書 第38条	—	○
	契約工期	・ 契約工期は、450日間とする。	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
	余裕期間	→ 余裕期間設定契約制度の対象工事 —— 〇〇日、〇月〇日まで	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	
	週休2日（試行）	・ 「週休2日」試行工事（4週8休以上） 港湾・漁港事業：4週8休以上（通期）	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	→ 予定価格1億円以上で対象工事 ——（維持工事、建築工事、港湾漁港工事は除く）	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	
	監理技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-70	○
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	→ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 —— 兼任可能3件、各工事4,500万円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	
	管理技術者の配置	→ 建設業法第26条第3項第2項における兼務の要件を満たす場合で、監理技術者の兼任を認めない工事 ・ 建設業法第26条第3項第2項における兼務の要件を満たす場合で、監理技術者の兼任を認める工事	特記事項	—	○
	中間検査	・ 本工事は、中間検査を実施する工事（原則3,000万円以上） → 本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	○
	施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-9,10	1-8 11-71	○
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-73	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	時間的制約を受ける工事	→ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 ——①工事全体で制約 ——②現道上の工種で制約 ——③積算しない	共通仕様書 11-7-1-15	11-73	
	施工箇所点在	→ 施工箇所が点在する工事の積算方法 ——「○○地区、○○地区、○○地区」 ——一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	
	現場環境改善 （イメージアップ）	→ 現場環境改善の適用工事 ——（一般土木編・港湾漁港編）	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-72	○
	排出ガス対策型 第3次基準値	→ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 ——○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械 → 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合 ——○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械	共通仕様書 11-7-2-11	11-86	
	地域外労働者確保	→ 地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域）、十島村（全域）、口永良部島、加計呂麻島、与路島、請島の工事	共通仕様書 11-7-1-31	11-82	
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事 納品レベル：2以上（原則：設計金額1,000万円以上）	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○
	三者技術調整会	→ 本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 鹿児島地域振興局（守衛室） ※閉庁時 緊急連絡先： 099-805-7395	特記事項	—	○
	暴力団不当介入	・ 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○
	環境改善（工事編）	・ 「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程関係	河川区域制約	→ 令和○年○月○日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—	
	占用物件など	→ 令和○年○月○日までに、N T T電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	
	部分引き渡し	→ 令和○年○月○日に○○○○部分を引渡しを行う。	特記事項	—	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	作業不能日数	→本工事の工期は、波浪等による作業不能日数を見込む。 ——（供用係数：1.65）——	特記事項	—	
	他工区との調整	→先行している工事の工期は、令和3年12月〇〇日完成を予定しており、着手は、令和4年1月〇〇日から着手となる。	特記事項	—	
用地関係	補償物件	→一部の用地については、現在移転中であり、令和3年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	—	
	王作物	→No〇〇～No〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和3年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	—	
	仮設ヤード	→本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 —（1）場——所：〇〇〇〇〇 —（2）期——間：〇〇〇〇〇 —（3）復旧条件：〇〇〇〇〇	特記事項	—	
公害関係	公害防止	→本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、一現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	—	
	水替・流入防止対策	→本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。	特記事項	—	
工事関係	十C干活用工事	→発注者指定型（土工）10,000m3以上	試行要領	—	
		→受注者希望型（土工）			
		→受注者希望型（作業土工（床掘））			
		→受注者希望型（土工（1,000m3未満））			
		→受注者希望型（小規模土工）			
		→受注者希望型（法面工）			
		→受注者希望型（舗装工）			
		→受注者希望型（舗装工（修繕工））			
		→受注者希望型（付帯構造物設置工）			
		→受注者希望型（地盤改良工）			
		→受注者希望型（河川浚渫工）			
		→受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））			
		→受注者希望型（構造物工（橋梁上部））			
		→受注者希望型（基礎工）			
		→受注者希望型（擁壁工）			
	コンクリート工	→コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	—	
		呼び強度	スランズ	空気量	粗骨材最大粒径
		18N/mm2	8cm	4.50%	40mm
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
	スランズ	本体工	65%以下	高炉B種	
		→鉄筋コンクリート構造物等のスランズ値について		共通仕様書 11-7-2-10	11-86
	シラスコンクリート 2次製品	→シラスコンクリート間知ブロック、→シラスコンクリート大型積ブロック、→シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、→シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、→シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、→シラスブロック（平板型）→（地域自然石型）、→かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）		共通仕様書 11-7-2-6	11-85

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容		出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	→ 現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示		共通仕様書 11-7-1-22	11-77	
	工事用道路関係	→ 盛土材の運搬経路は、土取場→主要県道〇〇〇線→市道〇〇線→現場とし、他の経路は通行してはならない。		特記事項	—	
		→ 〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行してはならない。		特記事項	—	
		→ 本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。		特記事項	—	
	仮設道路関係	→ 仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W=〇〇m、延長L=〇〇mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。		特記事項	—	
	工事標示施設	・ 通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 → 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」追加看板		特記事項	—	○
	仮設備関係	→ 本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。		共通仕様書 11-7-1-29	11-81	
		→ 本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。				
	ヤンバルトサカヤスデ	・ ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）		共通仕様書 11-7-2-3	11-84	○
	過積載防止	・ 建設工事における過積載防止の徹底について		共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○
遠隔臨場（試行）	・ 公共工事等における遠隔臨場の試行工事		共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○	
鳥インフルエンザ	・ 高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について		共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○	
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所÷ 処分場名÷ 運搬距離÷ km →その他留意 →事項など÷		共通仕様書 11-7-1-26	11-80	
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-25	11-78
	→①分別解体等の方法 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	—
		②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目		
	―②―再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地					
	再生資源の利用	資材名	規 格	備 考 ―(使用箇所)―	仕様書11-7-	11-78			
		再生加熱アスファルト混合物	A s 量―▲%密粒再生						
		再生切込碎石（かごしま認定リサイクル製品）	RC-40(30)						
	建設発生土の利用	―○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。―				共通仕様書 11-7-1-26	11-80		
	建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78		
	―①―指定副産物	コンクリート							
		アスファルト							
	―②―一般廃棄物	木くず							
		刈草・選定枝葉							
	建設汚泥の再生利用 ―①―処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-78		
		―②―「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等					試験回数
			品質基準	コーン指数					
			生活環境保全土の基準	土壌環境基準（環境基本法） 特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					
	建設汚泥の搬出 ―①―施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78		
		―②―受入時間	○○処分場：○○時○○分～○○時○○分 エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分						
	―③―その他 ―仮置き等必要条件								
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-28	11-81			
根株、伐採木等の利用 ―発生工事 ―利用工事	保管場所：○○市○○町○○地内				共通仕様書 11-7-1-27	11-81			
	―○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。―								
そ の 他	関係機関との協議	―本工事の着手にあたっては、関係機関等との連絡調整及び諸手続きを行うこと。 ―手続き等が整った後、監督職員にその内容を報告し、進捗管理に努めること。―			共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-85			
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。			共通仕様書 11-7-2-4	11-85	○		

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目
路上工事の縮減	→路上工事縮減に関する行動計画			特記事項	－		
	①お盆						
	②年末年始						
	③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）						
漁協権者との調整	→工事着手前に、漁業権者と王法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、当該工事の理解と協力を得ること。			特記事項	－		
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。			共通仕様書 1-1-1-18	1-12	○	
	現場発生品名		引渡場所				
	1号ポンプ		荒田川排水機場				
支給材料及び貸与品	→本工事における支給品は、下記のとおりとする。			共通仕様書 1-1-1-17	1-11		
	支給品名	規格	数量・単位				支給場所
部分使用	→本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 →（１）部分使用範囲：別添図のとおり →（２）目的：○○○ →（３）部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日			契約書 第34条	－		

第3条 その他【（１）港湾・漁港】

1. 債務負担行為

本工事は、令和７年度・令和８年度の債務負担行為であることから、各年度における支払限度額及び出来高予定額は、以下のとおりとする。

年度	支払限度額	出来高予定額
全体額	請負代金額（Ａ）	請負代金額（Ａ）
令和７年度	180,000,000円（Ｂ）	200,000,000円（Ｃ）
令和８年度	残額（Ａ－Ｂ）	残額（Ａ－Ｃ）

前払金及び中間前払金の合計額は、各年度の出来高予定額の60％の範囲内で支払うことができる。

- （１）各年度の前払金は、各会計年度の出来高予定額の40％の範囲内（万円未満切捨て）で支払うことができる。
- （２）各年度の中間前払金は、各会計年度の出来高予定額の20％の範囲内（万円未満切捨て）で請求することができる。
 - ①工期の２分の１以上を経過していること。
 - ②工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

部分払いの請求は２回以内で、前金払がある場合でも２回とする。

ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。

2. 試行対象

本工事は、建設現場における担い手の確保・育成など労働環境の改善を目的とした試行対象工事であることから、対象項目は以下の通りである。

設計変更対応の項目もあることから、受注者は、工事着手前に試行対象実施の意向について、発注者へ工事打合簿により協議を行うこと。

（１）週休２日

ア）本工事は、港湾・漁港事業における通期の週休２日（４週８休以上・閉所率28.5％以上）の補正係数を各経費に乗じて計上しており、工事原価のうち据付工事原価が補正対象である。

（補正係数）労務費：1.02、共通仮設費：1.02、現場管理費：1.03

なお、月単位の週休２日、工場製作に係る製作原価及び設計技術費は、補正対象外である。

イ）対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間であるが、工事着手日とは、工期開始日でなく、実際現場に着工した日のことから、別途工事打合簿により着工届出のこと。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

ウ）実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム＞社会基盤＞公共事業＞技術管理・検査

＞「週休２日」試行工事について 【港湾・漁港事業編】

（２）熱中症対策

ア）実施にあたっては、技術管理室長通知「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」

（令和６年３月14日付け技術管理室長通知）に基づき行うものとする。

イ）通知は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。

ホーム＞社会基盤＞公共事業＞技術管理・検査＞積算基準

＞熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

第3条 その他【（１）港湾・漁港】

- (3) 快適トイレ
- ア) 実施にあたっては、「鹿児島県の建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき行うものとする。
- イ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。
- ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
- > 建設現場における「快適トイレ」設置の試行について
- (4) キャリアアップシステム
- ア) 実施にあたっては、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うものとする。
- イ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。
- ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
- > 建設キャリアアップシステム活用工事の試行について
- (5) 遠隔臨場
- ア) 実施にあたっては、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」に基づき行うものとする。
- イ) 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得のうえ実施のこと。
- ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
- > 鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場の試行について

3. 廃品処理

- (1) 本工事で発生する 1 号ポンプに関連する原動機等の機器は、鉄スクラップとして処分すること。
- (2) 鉄スクラップの買取施設は、以下により設計計上しているが、指定するものではない。

施設名称	所在地	運搬距離
(有)高山金属	鹿児島市新栄町25-20	L=3.8km

- (3) 受注者の提示する施設と異なる場合であっても設計変更の対象としない。
- ただし、数量変更など受注者の責によらず必要と認められる場合、この限りではない。

4. 工程管理

- (1) 本工事の計画工程については、当該事業における関連工事との調整を密に行い、円滑な工程管理に努めるものとする。
- (2) 工事月報など工事の進捗報告は、当該月の出来高及び状況写真等を毎月25日厳守のこと。
- (3) 工程管理は「土木工事施工管理基準」に従い的確に行うとともに、主要な工程変更は、監督職員と協議を行うこと。

5. 現場一斉閉所

- (1) 本工事は、建設業における働き方改革の支援として、休日が取れる職場環境を目指して「公共工事に現場一斉閉所（公共工事リフレッシュサタデー）」の取組に努めること。
- なお、実施については、受注者の判断によるものとする。
- (2) 令和7年度は、毎月毎週土曜日を実施日として、このうち毎月第2・第4土曜日は、九州・沖縄ブロック統一の現場閉所日と同一実施とする。
- (3) 実施日は、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。
- ただし、保守点検等の現場管理上必要な作業の場合を除く。
- (4) 工程上やむを得ず、現場一斉閉所日に閉所が困難な場合、別の日に振り替えることができる。

第3条 その他【（１）港湾・漁港】

6. 緊急連絡体制等

- (1) 工事期間におけるゴールデンウィーク、盆休み、年末年始及びその他長期休暇中に係る場合、事前に休暇期間の管理体制及び緊急連絡体制を記した書類を提出すること。
- (2) 荒天の警報発令時は、状況により現場巡回を行い、監督職員へ結果を報告すること。
- (3) 長期休暇時のパトロールは、環境改善・工事関係書類の簡素化において不要としているが、現道工事中で交通開放している場合などは、工事現場との分離処理をしっかりと行ったうえで、監督職員との協議により現場パトロールの可否を決定すること。

7. 情報共有システム活用推進

- (1) 発注者との協議・承諾・報告事項等は、工事打合簿により行うことから、情報共有システムを活用すること。
- (2) 情報共有システムは「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定めたもので“ASP方式”を利用とする。
- (3) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。
なお、工事稼働状況により、発注者から先発工事同様のプロバイダを指定する場合もある。
- (4) 工事打合簿一覧表を作成のうえ、打合せ事項の管理を行い、打合簿一覧表は工事終了後の完成図書に添付すること。

8. 環境改善・工事関係書類の簡素化

- (1) 工事の実施にあたっては「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- (2) 県ホームページ
 - ・ ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 環境改善実施要領（工事編・業務編）
 - ・ ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 工事関係書類簡素化の手引き

9. 管内(県内)建設業者の優先活用・県産資材の優先使用

- (1) 受注者は、電子納品の際、工事完成時に「使用実績報告書」のエクセルデータを納めること。
- (2) 様式は、以下の鹿児島県ホームページから取得のこと。
県ホームページ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> 品質確保 > 管内(県内)建設業者の優先活用・県産資材の優先使用
- (3) 発注者においては、工事完成後、電子納品されたエクセルデータを用いて集計を行うことから、納品の際に受注者は、データの様式をシート削除、ファイル分割など加工しないこと。

第3条 その他【（２）機械設備】

1. 工事の施工

本工事の施工範囲は、下記に係る設計、製作、撤去、搬入、整備、据付及び塗装工事並びに試運転調整、またそれに生じる手直しまでの一切を含むものとする。

No.	機器名称	形式・仕様	数量	施工内容
1-①	1号主ポンプ	1,800 mm立軸軸流ポンプ(一床式)	1台	分解整備
1-②	1号主原動機	134kW 水冷ディーゼルエンジン (排気消音器・空気槽含む)	1台	更新
1-③	1号減速機	134kW 傘歯車減速機	1台	更新
1-④	1号ポンプ操作盤 (機器増設)	屋内自立閉鎖型	1面	改造

2. 保証

- 1) 機器の保証期間は、完成検査終了後に工事目的物の引渡しを受けた日から1年が経過する日とする。
- 2) 保証期間内に明らかに設計製作上の不備に起因する故障、事故が生じた場合は、直ちに修理または取替を行うこと。

3. 機器納入

- 1) 工場での品質検査等に合格した機器（部品）類を現場へ納入のこと。

4. 検査及び試運転調整

1) 材料検査

本工事に使用する主な購入品（部品）及び材料は、製造メーカーの品質保証またはJIS規格品が確認できること。

2) 試運転

発注者立会いのもと試運転を実施するものとし、所定の目的が達成されることとする。

3) 中間検査

工事出来高が50%を超えた時点を目安に検査を行うことから、工事打合簿により検査の希望日等を申し出ること。

検査員は、県庁工事監査により実施のことから、実施にあたり検査日程等調整のため、検査希望日の2ヶ月前までに申し出ること。

4) 完成検査

所定の手続きを経て実施（完成通知日から14日以内）するものとし、その結果、合格をもって引渡しを受けた後に完了とする。

検査員は、中間検査同様である。

5. その他

本仕様書に記載されていない事項で疑義が生じた場合及び構造上必要なものは、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第3条 その他【（２）機械設備】

番号	1-①	整理番号		数量	1 式
機器名称	1 号主ポンプ（分解整備）				
準拠規格					
仕様	1) 形 式 立軸軸流ポンプ（一床式） 2) 口 径 $\phi 1,800 \text{ mm}$ 3) 吐出量 $378 \text{ m}^3/\text{min}$ 4) 全揚程 1.3 m 5) 回転速度 125 min^{-1} 6) 原動機出力 134 kW 7) 交換部品 吐出ボウル (FC250) 1 個 カットレスベアリング (CAC203+ゴム) 2 個 スリーブ（水中軸受部）(SCS2) 1 個 スリーブ（軸封部）(SCS2) 2 個 ベアリングハウジング (FC250) 1 個 ランタンリング (CAC404) 1 個 リジットカップリング (FC250) 1 台分 ロックナット (S35C) 1 台分 アジャストメントリング (SS400) 1 個 ボルト・ナット・パッキン・座金 1 台分 8) 補修部品 ケーシングライナ 羽根車（羽根） シャフト（L, U） 9) リボキシライニング施工部品 吸込ベル，サクションケーシング，吐出シエルボ， 吐出シボウル，コッターカップリング，シャフト 別紙「構造断面図（色塗）」参照				
主要部材質	羽根車（羽根） : S C S 1 3 水中軸受：ゴム軸受 羽根車（ハブ） : S C S 1 3 水中軸受スリーブ : S C S 2				
付属品類	連成計～1 個 潤滑水用電動弁～1 個 軸封水用流量調整弁～1 個				
使用条件	使用目的				
	使用条件		設置場所	☒ 屋内・ ☐ 屋外	
参考図	☒ 有 ☐ 無				
メーカー指定	☒ 有 ☐ 無				
工場検査	☒ 社内 ☐ 立会 ☐ 公的機関				
制約事項					
備考	・主ポンプ 1 式を製作工場に持ち帰り，分解整備を行うこと。				

第3条 その他【（２）機械設備】

番号	1-②	整理番号		数量	1 式
機器名称	1 号主原動機（更新）				
標準規格					
仕様	1) 形 式 水冷式ディーゼル機関（水冷） 2) 出 力 134kW 3) 回転速度 1,000min-1 4) 使用燃料 A 重油 5) 燃料消費率 300g/kW・h 以下（100%負荷時） 6) 冷却方式 放流式 7) 始動方式 分配弁方式またはエアモータ方式 7) 消音器 要（80 d B(A)）機側 1 mにて 8) 付属品 空気槽（150L×2 連） 圧力計（潤滑油用，冷却水用，給気用） 回転計 温度計（潤滑油用，冷却水用，排気用） 機関保護用検出器類 機械式ガバナ 初期潤滑油ポンプ オイルクーラー 潤滑油ウィングポンプ 機関廻り小配管コック及び配線類 機関台床 基礎ボルト・ナット その他必要品				
主要部材質					
付属品類	冷却水用運転用品（電動弁，検流器，フロースイッチ，流量調整弁）				
使用条件	使用目的				
	使用条件		設置場所	屋内・屋外	
参考図	有 ・ 無				
メーカー指定	有 ・ 無				
工場検査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
制約事項					
備考					

第3条 その他【（２）機械設備】

番号	1-③	整理番号		数量	1 式
機器名称	1 号減速機（更新）				
標準規格					
仕様	1) 形 式 傘歯車減速機 2) 出 力 134kW 3) 回転速度 入力 1,000min ⁻¹ , 出力 125min ⁻¹ 4) 減速比 8.0 5) 潤滑方式 強制潤滑給油方式 6) 冷却方式 水冷 7) ポンプ推力 減速機受け 8) 付属品 潤滑油ユニット 潤滑油温度計 潤滑油圧力計 油面計 ウィングポンプ 保護検出器 冷却水用検流器 冷却水用流量調整弁				
主要部材質	ケース : F C 又は S S ギヤ・ピニオン : S C M 4 2 0 同等品				
付属品類					
使用条件	使用目的				
	使用条件		設置場所	Ⓐ 屋内・屋外	
参考図	有 ・ Ⓐ 無				
メーカー指定	有 ・ Ⓐ 無				
工場検査	Ⓐ 社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
制約事項					
備考					

第3条 その他【（２）機械設備】

番号	1-④	整理番号		数量	1 式
機器名称	1 号ポンプ操作盤【機器増設】（改造）				
準拠規格					
仕様	1) 形 式 屋内自立閉鎖形 2) 改造内容 1 号原動機更新に伴うシーケンス改造 ※機関初期潤滑油ポンプ回路追加 速度リレー（原動機）				
主要部材質					
付属品類					
使用条件	使用目的				
	使用条件		設置場所	Ⓐ 屋内・屋外	
参考図	有 ・ Ⓐ 無				
メーカー指定	有 ・ Ⓐ 無				
工場検査	Ⓐ 社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
制約事項					
備考					

数 量 総 括 表

鹿児島港海岸メンテナンス工事(工事国債R7-1工区)

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量		備 考
					設計値	積算値	
排水機場(ポンプ設備補修)				式			
製作原価				式			
直接製作費				式			
材料費				式			
吐出しボウル			FC250	個	1	1	
ベアリングハウジング			FC250	個	1	1	
カットレスベアリング			CAC203+ゴム	個	3	3	
スリーブ			SCS2	個	5	5	
ランタンリング			SCS2	個	1	1	
リジットカップリング(ポンプ側)			FC250	個	1	1	
リジットカップリング(減速機側)			FC250	個	1	1	
アジャストメントリング			SS400	個	1	1	
ロックナット(ポンプ側)			S35C	個	1	1	
ロックナット(減速機側)			S35C	個	1	1	
連成計			φ 150mm	個	1	1	
パッキン, 座金類			ポンプ本体, 吐出しフランジ用	式	1	1	
ボルト, ナット類			ポンプ本体部	式	1	1	
ランタンリング			ポンプ廻り小配管類	式	1	1	
機器単体費				式			
主原動機			134kW, 水冷ディーゼルエンジン	台	1	1	
排気消音機			80dB(A)機側1mにて	台	1	1	
空気槽			150L×2連	台	1	1	
減速機			134kW, 傘歯車減速機	台	1	1	
1号ポンプ操作盤(機器増設)				面	1	1	
労務費				式			
1号ポンプ分解整備			工場塗装含む	式			
分解・清掃・検査・組立				式	1	1	

数 量 総 括 表

鹿児島港海岸メンテナンス工事(工事国債R7-1工区)

工 種		種 別	細 別			規 格	単位	数 量		備 考	
								設計値	積算値		
					ブラスト・再塗装		式	1	1		
					主 軸 非破壊試験		式	1	1		
					ケーシングライナ 摺動部修正加工		式	1	1		
					羽根車 羽先修正加工		式	1	1		
					主 軸 曲がり直し, 振れ確認		式	1	1		
					ライニング作業		式	1	1		
		間接製作費									
		間接労務費						%	90	90	
		工場管理費						%	35	35	
		据付工事原価						式			
		直接工事費						式			
		輸送費						式			
		1号ポンプ輸送(整備前)					現場 → 工場(L=1,439km)	式	1	1	
		1号ポンプ輸送(整備後)					工場 → 現場(L=1,439km)	式	1	1	
		材料費						式			
		据付材料費						式			
		1号ポンプ						%	29	29	
		関連機器						%	20	20	
		据付補助材料費						式			
		1号ポンプ						%	2	2	
		関連機器						%	2	2	
		労務費						式			
		撤去工						式			
		1号ポンプ(整備前)					φ1,800mm立軸軸流ポンプ(一床式)	台	1	1	
		主原動機					134kW, 水冷ディーゼルエンジン	台	1	1	
		排気消音機					80dB(A)機側1mにて	台	1	1	
		減速機					150L×2連	台	1	1	

数 量 総 括 表

鹿児島港海岸メンテナンス工事(工事国債R7-1工区)

工 種		種 別	細 別		規 格	単位	数 量		備 考			
							設計値	積算値				
				空気槽	134kW, 傘歯車減速機	台	1	1				
				据付工			式					
				1号ポンプ(整備後)	φ 1,800mm立軸軸流ポンプ(一床式)	式	1	1				
				主原動機	134kW, 水冷ディーゼルエンジン	台	1	1				
				排気消音機	80dB(A)機側1mにて	台	1	1				
				減速機	150L×2連	台	1	1				
				空気槽	134kW, 傘歯車減速機	台	1	1				
				1号ポンプ操作盤	機能増設	面	1	1				
			直接経費			式						
			スクラップ(関連機器)		式							
				輸送	現場 → 処分場(L=3.8km)	式	1	1				
				売却	鉄スクラップ(ヘビーH1)	t	9.5	9.5				
			仮設費			式						
			仮設構台		基	1	1					
			間接工事費			式						
			共通仮設費		式	1	1					
			現場管理費		式	1	1					
			据付間接費		式	1	1					
			設計技術費						式			
			設計技術費						式	1	1	